

令和8年度

Let's think!

多様性を考えよう

中学生用



秋田県・秋田県教育委員会

もくじ

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

- 多様性に満ちた社会とは 1
- 多様性に満ちた社会になることで 2
- 多様性に満ちた社会の実現のために必要なこと 4

第2章 差別、いじめ、ハラスメントについて

- 差別とは 5
- いじめとは 5
- ハラスメントとは 5

第3章 差別、いじめ、ハラスメントはどういったもの？

- 差別について考えてみよう 6
- その他の差別について考えてみよう 8
- いじめについて考えてみよう 9
- ハラスメントについて考えてみよう 10

第4章 多様性に満ちた社会づくりに関して注意が必要なこと

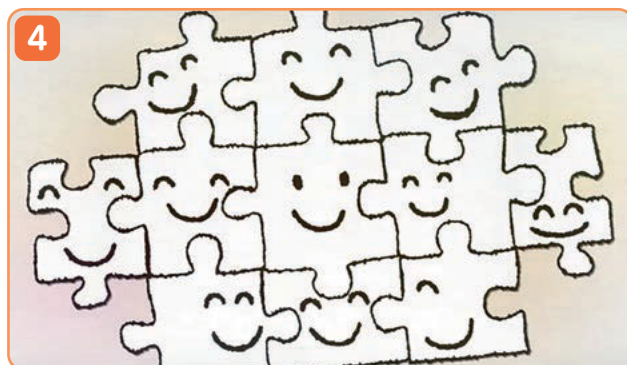
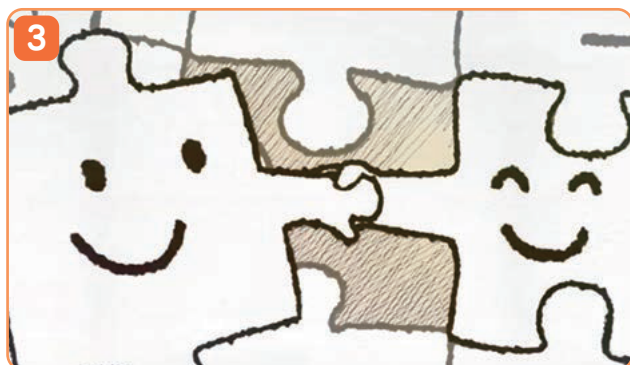
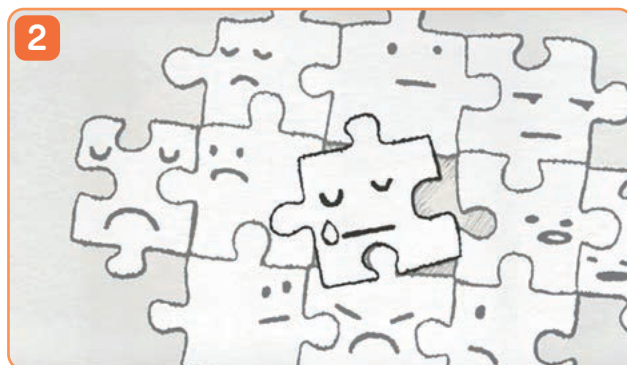
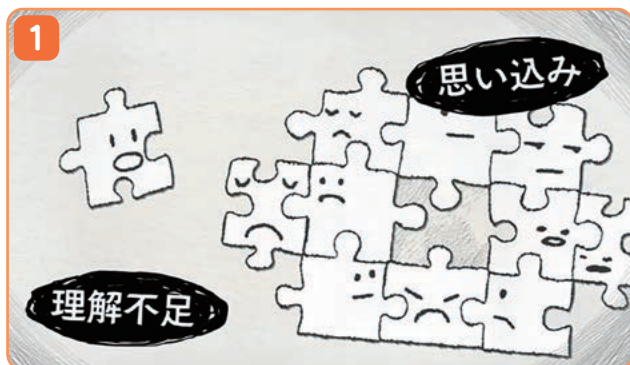
- やむを得ない事情による行為 11
- 差別の解消に向けて 11
- 差別、いじめ、ハラスメントをしないための視点 12

第5章 詳しく知りたい場合や相談したい場合

- 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト 13
- 困ったことがあったら 13

第1章 多様性に満ちた社会づくりについて

1 た よう せい 多様性に満ちた社会とは



メッセージ動画 「ピース みんないい秋田」

次の二次元コードで動画を見ることができます。



人は、それぞれ個性があり、異なった文化や価値観をもっています。

社会の様々なことに対する無意識の思い込みや理解不足により、人の個性や文化、価値観を認め合えないと、差別といった形で、知らず知らずのうちに人を傷つけてしまうことがあります。

秋田県では、差別などをなくし、全ての人が、それぞれの個性を尊重し、文化や価値観を受け入れ、お互いを支え合う社会を県民の目標としました。

こうした社会を「多様性に満ちた社会」と呼び、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」という県のきまりを作り、目標に向けて取り組んでいくこととしました。

② 多様性に満ちた社会になることで

① 多様性に満ちた社会では

こんな経験はありませんか？

- あなたは、「男(女)らしくないから△△するな」、「子どもなんだから□□のようなことは言うな」というようなことを言われたり、聞いたりしたことはありませんか。
- 性別の違いや、子どもだからというだけで、意見を受け入れてもらえなかったり、したいことができなかったりしたというようなことはありませんか。
- このような、自分の努力ですぐに変えることができないことを理由として、不利なあつかいをされたようなことはありませんか。

性別や、子どもであることなどは、人の個性の一つです。多様性に満ちた社会では、このような個性が周りの人に大切にされます。

その結果、どのような人も、ほかの人との関わりの中で自分らしさを発揮することができるようになっていきます。

② 多様性に満ちた社会になると

人の個性などが大切にされ、認められるところには、年齢^{ねんれい}、性別、人種などを問わず、様々な人が集まりやすくなり、様々な考え方や発想が生まれやすくなります。

様々な考え方や発想があることで、新しいものが作られたり、問題をこれまでにはない方法で解決したりすることができ

ます。

新たな動きは、地域の活力となり、いきいきとした秋田県をつくれます。



③ 多様性に満ちた社会の例



(注1)トイレの性別表示などの案内用の図記号

社会におけるこのような状況は、どのような影響を与えるでしょうか。

みんなで
考えよう

このやりとりについて、あなたはどのように考えますか。

③ 多様性に満ちた社会の実現のために必要なこと

① 多様性に満ちた社会づくりを進めるための環境^{かんきょう}

多様性に満ちた社会づくりを進めるためには、多様な人々が自由に考えたり、行動したりしやすくするために、次のような環境が必要です。

- 個人が大切にされる環境
- おだやかで平和な生活が守られる環境
- 地域の住民として、どのような活動にも関わることができる環境

② 差別やいじめなどの解消について

新型コロナウイルスの感染が拡大したときには、秋田県内でも患者などに対する差別が問題となりましたが、それだけでなく、高齢者、外国人、障害のある人などの中には、差別により暮らしにくさや過ごしにくさを感じている人がいることも分かっています。

また、いじめも人の心や居場所を侵すものであり、おだやかに暮らす権利を侵害したり、場合によっては人の生命、身体にも関わる深刻な問題につながることもあります。

このように差別やいじめは、多様性に満ちた社会づくりを進めるための大きな支障となっており、解消することが必要と考えています。

◎ 多様性に満ちた社会づくりは、SDGs(※)の考え方の一つである、「誰一人取り残さない」社会づくりにもつながる考え方です。



※SDGs(エスディージーズ)とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までの国際社会全体の目標です。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

第2章 差別、いじめ、ハラスメントについて

1 差別とは

人には、自分の努力では変えることができないことや、努力しても変えることが非常に難しいことがあります。

【例】性別、障害、よくすることが難しい病気、生まれた国など

このように、変えることができないことや、変えることが非常に難しい人の性質などを理由として、他の人と比べて不利益な扱いをすることを差別といいます。

2 いじめとは

いじめとは、学校の仲間同士などの間で心や身体を傷つけるような行いをされ、それを受けた本人が苦しさやつらさ、痛さを感じているものをいいます。

行われた側が苦しさや痛さを感じていることが重要な点であり、行った側がいじめと思っているかどうかは、関係ありません。

3 ハラスメントとは

店の客と従業員、職場の上司と部下、何かの集まりでの先輩と後輩など、世の中には人と人との間に立場の上下がある場面があります。

ハラスメントとは、そのような人間関係がある場で、優位な立場にいる人が、相手の意に反して嫌がらせや強要、暴言など不当な言動を行い、相手の尊厳や環境を傷つけることをいいます。

多様性に満ちた社会づくりリーフレット

差別などの例や注意点をまとめたリーフレットを作成しています。

次の二次元コードで見ることができます。

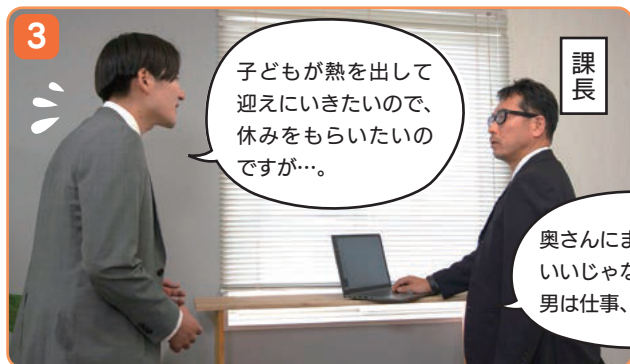
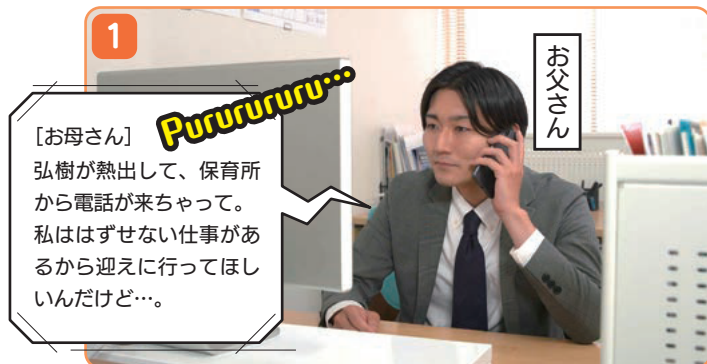


第3章

差別、いじめ、ハラスメントは どういったもの？

1 差別について考えてみよう

① 子どもの迎えはお父さん？お母さん？



みんなで
考えよう

このやりとりについて、あなたはどのように考えますか。
次の人々の立場から考えてみましょう。

● 職場の上司（課長） ● お父さん ● お母さん

話し合って気づいたことを書いてみましょう。

② 若者と高齢者のやり取り



みんな
で
考えよう

このやりとりについて、あなたはどのように考えますか。
次の人々の立場から考えてみましょう。

● 高齢者 ● 若者

話し合っ
て気づいたことを書いてみましょう。

② その他の差別について考えてみよう

このような行為に傷ついた、という実例をまとめています。

ここにあるようなことを周りで見ることがないか、振り返ってみましょう。

そして、なぜ傷つくのか、考えてみましょう。

また、この表に示した例以外にも、人を傷つけることがないか、考えてみましょう。

種 類	内 容
性別を理由とした差別	職場で「来客の受付やお茶出しは女性がするものだ」と言われた。
	炊事や洗濯は、女性の仕事だと言われた。
障害を理由とした差別	障害のある子どもが、公園で「他の子に迷惑をかけるから来ないでほしい」と言われた。
	レストランで、障害があることを理由に来店しないように言われた。
感染症の患者などに対する差別	従業員がウイルスに感染したことで、店がウェブサイト上で非難された。
	個人の体質や、家族への感染予防といった事情があるにもかかわらず、周囲と違うことを理由にマスクの着用や取り外しを強要された。
性的少数者に対する差別	男の子が、「自分は女の子になりたい」、「女の子の服を着たい」と話したら、「気持ち悪い」と言われた。
	同性が好きであることを、勝手に周囲に言いふらされた。
外国人に対する差別	外国人であることで「〇〇人は出て行け」、「国に帰れ」などと言われた。
	外国人であることで周囲から話しかけられず、冷たく無視された。
年齢を理由とした差別	お年寄りが店でクレジットカード払いに時間がかかっていたら、「年寄りには現金で払え」と他の客にせかされた。
	「まだ若いから何も分かっていない」と、提案や意見をまともに聞いてもらえなかった。

障害及び障害者への理解の促進ハンドブック

障害等について、理解を深めるためのハンドブックを公開しています。
次の二次元コードで見ることができます。



③ いじめについて考えてみよう

① こんなこともいじめに当たります

次のようないじめは、周りにいる人も見聞きすることが多く、いじめの事実気づきやすい形の例です。

- 遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりする
- わざと体をぶつけられる
- いやなあだ名や「きもい」「死ね」などの悪口を言われる

ただ、次のような、周りから隠れて行われやすく、すぐには気づかれにくい形のいじめもあります。

- 遊びや活動のときに、仲間に入れてもらえない
- 無視をされたり、冷たい態度を取られたりする
- 席を離されたり、近くを通るときに避けられたりする

また、最近はパソコンやスマートフォンなどを使った、インターネット上での「ネットいじめ」が増えています。次のようなことなどに心当たりはありませんか？

- SNSなどに悪口を書かれたり、許可なく画像や動画を撮られて、インターネット上に掲載されたりする
- いたずらやおどしのメールを送られる
- チャットグループやオンラインゲームで、わざと仲間から外される

② いじめを見つけたときは

他の人へのいじめを見つけたときに、はやしたてたり、傍観したりすることも許されません。

いじめを見つけたときは、止めさせたり、誰かに知らせたりするなど勇気ある行動が必要です。

③ 自分がいじめられたときは

どのような理由があっても、いじめは許されません。

いじめを受けた場合は、自分の胸に留めることなく、先生、友人、家族などに相談することが大切です。

(※13ページに、相談先を記載しています。)

あなたがいじめを受けていることや、他の人がいじめを受けていることを先生や家族など信頼できる大人に相談したときは、相談を受けた人は、相談してくれたあなたを必ず守り通します。あなたの話や希望をしっかりと聞きながら、解決するにはどうすればよいか、考えていきます。

4 ハラスメントについて考えてみよう

① パワーハラスメント

仕事の中では、上司から部下への指示やアドバイスに加えて、部下から上司への提案や報告など、お互いがよりよい仕事を目指して様々なコミュニケーションを取っています。

そうした指示や意見のやり取りを、身体や心への負担を与えるなど、仕事に必要な方法で行い、働く人が仕事をしづらくなるようなものが、パワーハラスメントです。

例えば、相手に対して、「バカ」、「アホ」、「やめてしまえ」というようなことを、大声でぶつけたり、みんなで結託して、特定の人の指示や相談を無視したりするようなものです。

パワーハラスメントは、働く人の心を傷つけ、力を出しづらくするものであり、会社にとっても様々な悪い影響^{えいきょう}があります。

② カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメントは、お店や様々な窓口などで行われることが多いものです。

客や取引先が、悪質なクレームを行ったり、迷惑^{めいわく}な行為をしたりすることがカスタマーハラスメントです。

例えば、店員に土下座をさせたり、しつこく何度も必要でないことをさせようとしたり、人を傷つけることを言ったりするようなものです。

カスタマーハラスメントにより、店員が大きなストレスを受け、仕事をやめてしまうようなこともあります。

そのような影響があることを忘れずに、店員に対しても、感謝の気持ちをもって接することが大切です。

多様性に満ちた社会づくり理解促進動画 喫茶ダイバーシティ

多様性に満ちた社会づくりについて、理解を深めるための動画を公開しています。

3、6～7ページで紹介している事例もドラマ形式で観ることができます。

次の二次元コードで見ることができます。



第4章

多様性に満ちた社会づくりに関して 注意が必要なこと

1 やむを得ない事情による行為

次のような、目的や状況に応じて、合理的な理由から、異なる取扱いをする場合があります。

- 原則として性別を限った求人をしてはいけませんが、女性がほとんどいない職場において女性のみを対象とした求人を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、発熱した人とその他の人との窓口を別にする対応をすること。

こうした行為は、差別とは異なるものとして扱われますが、極めて例外的に認められるものであり、安易にこれに当たると考えてはいけません。行う場合は、理由を相手に説明し、理解を得られるよう努める必要があります。

2 差別の解消に向けて

人の考えやマナー、ルールなどは、時代の流れに応じて少しずつ変わり、昔は当たり前だとされていたことが、現在ではよくないとされることがあり、昔と現在では考え方が違うことがあります。

差別の感じ方や捉え方は人によって違い、悪意がなくても、これまでの環境や経験から、知らず知らずのうちに誰かを傷つけてしまうことがあります。だからこそ「差別をした・された」という構図で終わらせたり、特定の個人を非難するのではなく、互いの対話を通じ、理解し合うことが必要です。

多様性に満ちた社会づくり基本条例

多様性に満ちた社会づくりに向けた取組は、県のきまりである条例をもとに進められています。

どのようなものか、二次元コードで見てください。



③ 差別、いじめ、ハラスメントをしないための視点

差別、いじめ、ハラスメントは、これまで説明したもの以外にもたくさんあります。

知らず知らずのうちに、こうしたことをしてしまわないようにするために、次のような視点をもっておくとよいでしょう。

【チェックシート】

内 容	チェック
相手をいやがらせたり、悩ませたり、悲しませたりする行動をしていないか。	☐
相手にけがをさせたり、痛い思いをさせたりするような行動をしていないか。	☐
人種など相手の努力では変えることのできないことを理由にした行動をしていないか。	☐
自分がされた場合、不快と感じる行動をしていないか。	☐
相手だけでなく、周りの人がいやがるような行動をしていないか。	☐
自分だけが納得している行動をしていないか。	☐

- これまで学んできたことから、『多様性に満ちた社会』に向けて、大切に感じたことや自分にできそうなことについて、書いてみましょう。

あなたの考えについて、友人や家族と話し合ってみましょう。

第5章 詳しく知りたい場合や相談したい場合

① 多様性に満ちた社会づくりについてのウェブサイト

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内に、多様性に満ちた社会づくりについて、県のきまりやメッセージ動画などいろいろな情報をまとめてあります。

- 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例
- 多様性に満ちた社会づくりに関する指針
- メッセージ動画、理解促進動画などの情報 など

検索サイトで「秋田県 多様性」と検索するか、右の二次元コードを読み取って見てみましょう。



② 困ったことがあったら

① 差別等相談窓口

差別などについて相談したい場合は、次に連絡してください。

県人口戦略課の相談員が対応します。

- 【電 話】 070-4106-4564（相談員直通）
【メール】 右の二次元コードを読み取ってください。
【受 付】 月曜～金曜 9:00～17:00
（祝日、年末年始を除く。）



② 差別などの種類ごとの相談窓口

次のとおり、差別などの種類ごとの相談窓口もあります。

各相談窓口の相談員などが対応します。

差別の事由等	個別相談窓口	TEL
性別	ハーモニー相談室(秋田県中央男女共同参画センター)	018-836-7846
障害	障害者110番(秋田県身体障害者福祉協会)	018-863-1290
すべて	こどもの人権110番(法務局または地方法務局)	0120-007-110
性的指向、性自認等	ハーモニー相談室(秋田県中央男女共同参画センター)	018-836-7846
外国人	秋田県外国人相談センター(秋田県国際交流協会)	018-884-7050
いじめ	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	すこやか電話 秋田県総合教育センター	0120-377-804
	秋田県教育庁北教育事務所	0120-377-914
	秋田県教育庁中央教育事務所	0120-377-904
	秋田県教育庁南教育事務所	0120-377-943



多様性を考えよう

発行 令和8年7月

秋田県・秋田県教育委員会

この副読本はデータで見ることが
できます。
右の二次元コードを読み取っ
てください。



〔問い合わせ先〕

秋田県人口戦略部人口戦略課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話018-860-1232 FAX018-860-3870